

豊 情 個 審 答 申 第 7 8 号
令和 6 年(2024 年) 1 1 月 2 2 日

豊中市監査委員 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩 野 隆 史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定の取消請求
に係る取扱いについて（答申）

令和 5 年（2023 年）1 1 月 2 8 日付け諮問第 7 0 号により諮問を受けた豊中
市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定の取消請求に係る取扱いについて、
別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市監査委員が行った、住民監査請求における請求人陳述及び関係職員陳述聴取について（R04－豊中市監査第 671 号）議事録作成のための音声録音データに係る行政文書不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和 5 年 1 0 月 2 3 日、豊中市情報公開条例（平成 1 3 年豊中市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「2023 年 1 月 16 日に行われた、健康医療部に対するコロナ配食事業への住民監査の陳述において、請求人と健康医療部と監査委員の発言について・録音した音声データ。」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関である豊中市監査委員（以下「実施機関」という。）は、同年 1 1 月 6 日、本件開示請求に対し、「音声録音データには、個人の氏名が含まれており、条例第 7 条第 1 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため開示できません。」「音声録音データには、法人の名称及び関連事業に関する情報が含まれており、条例第 7 条第 2 号に規定する当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるため開示できません。」等の理由を付して行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年 1 1 月 9 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の定めるところにより、同法第 9 条第 1 項に規定する審査庁である豊中市監査委員（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年 1 1 月 2 8 日、条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

開示請求内容は行政文書であり、音声データでの提出を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 開示請求内容は行政文書であり、音声データでの提出を求める。監査結果内の3分の1を占める内容がこの陳述内容の記載であり、これらの照合をする上で音声データは必要であり、相違を示すうえでも元データが必要である。
- 2 請求人は監査請求の請求人でもあり求めている音声データは請求人の発言であり、監査委員事務局が述べる識別をさせないために開示しないという理由はその効果を得る事ができないものであるから、理由として不合理であり不開示理由に値しない。
- 3 請求人が提出を要求しているのは、請求人の陳述部分と市役所職員の陳述部分であり、監査委員陳述部分は不要である。
- 4 本件の音声データ未提出は住民監査への妨害行為の一環であり提出を求める。
- 5 音声データを事細かく分離せよと求めているのではなく、時系列として5つの部分に大まかに分ける事を求めているが、この分割ができないのか。①請求人陳述②監査委員陳述+請求人回答陳述③職員陳述+監査委員陳述④請求人陳述⑤職員陳述+監査委員陳述
- 6 監査委員事務局は自らは音声データの加工編集ができないとしながら、請求人が入手した場合は加工編集が容易にできると主張をしている。加えて、請求人がデータを求めている理由として、「比較する量に対して、再生機材、閲覧時間帯の制約、移動時間等の制約が大きすぎることを請求書面で理由として挙げているが、それらについては「問題なく実現し得る」と弁明している点も事務局自身ではできないとしている点と矛盾しており、一方的で不十分な弁明である。
- 7 監査委員の陳述では、監査委員は議事進行についての発言しかしないことを宣言していて、引用判例は委員が会議で発言する事が前提となっているため、引用判例として不適当である。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 開示請求者が、条例第5条第1項に該当するいずれの者であるとしても、当該開示請求者に限定して開示の効果が及ぶものではなく、一般に開示の効果が及ぶこととなるものである。
- 2 請求人が開示を求める音声録音データには、特定の業者が業務履行していない旨、特定の業者への過払いを前提に返還請求の民事訴訟を求める旨、この事業に特定の業者が向いていない、適切ではない旨の発言内容が含まれており、審査の過程におけるこうした業者名が特定される状態での情報を公にすることにより、当該情報の伝わり方、情報に接した者の受止め方等を通じて、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものである。
- 3 住民監査請求に係る監査過程における当該請求人及び関係人からの陳述聴取については、非開示で実施されているほか、実施に際しては、予め監査結果の文中に記載する必要を生ずる場合もあり、正確な記録をとどめるため、事務局において録音する旨申し述べており、特定の個人を識別する情報等の非開示情報の取扱いの観点から、音声録音データはその公開を行うものではないとの前提で監査が行われた。
- 4 請求人に対し、条例に基づく開示請求については認めることはできないものの、請求

人が、当該音声録音データの内容について既に了知し得る固有の立場にあることに鑑み、事実上の便宜供与として、請求人に対し条例の関係規定に厳に抵触することのない方法により、市役所内での音声録音データの聴取を可とする旨伝えている。

- 5 音声録音データに関しては、該当箇所についてマスキング等の編集処理を行うことができないことから、データそのものを不開示としたものであり、当該情報が加工編集・拡散された場合、事実と異なる内容や発言の趣旨・本来の意図と異なる内容による誤解等に伴い予期せぬ事態を引き起こし、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ等もある。なお、請求人入手の場合、容易に加工編集できると主張した事実はない。
- 6 音声録音データについては、録音内容により、開示の可否を判断する必要がある、全ての場合に不開示として扱われるものではないと認識しているが、住民監査請求に係る監査においては、基本的に不開示情報が含まれるものと考えられる。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、住民監査請求における請求人陳述及び関係職員陳述聴取の議事録を作成するために、それぞれの陳述ごとに録音された電磁的記録である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨を規定していて、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号本文では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とする旨を規定している。

条例第7条第2号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる旨を規定している。

条例第7条第3号では、市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある旨を規定している。

条例第7条第4号アでは、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公

にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれがある旨を規定している。

条例第8条第1項では、実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨を規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第1号本文、第2号、第3号及び第4号ア該当性の判断

(1) 条例第7条第1号本文の該当性

本件行政文書には、住民監査請求を行った請求人の氏名が含まれていて、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号の該当性

本件行政文書には、コロナ配食事業に係る法人名及び例示に使われた法人名が含まれている。今回の住民監査請求について、市との違法又は不当な契約先の法人であるとの印象を与えるおそれがあるため、法人に対する名誉棄損及び社会的評価の低下となる情報に該当する。

(3) 条例第7条第3号の該当性

本件行政文書には、監査委員が請求人及び関係職員に質問している部分が含まれていて、実施機関は、東京高等裁判所判決（令和2年6月24日、最高裁上告棄却）に基づき、会議における委員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする旨判示しているところだと主張している。

しかしながら、会議を進行する監査委員は、会議冒頭で監査委員の意見を述べる場ではない旨を説明していて、当審査会が監査委員の発言部分の確認を行ったが、請求人及び関係職員への単なる質問であり、第3号に規定する審議、検討等に関する情報とはいえない。

(4) 条例第7条第4号アの該当性

実施機関は、上記の第1号本文及び第2号に該当する部分は第4号アにも該当し、住民監査に係る関係者が、公にされることを過剰に懸念し事実関係をつまびらかにしないおそれがあり、今後の監査の実施に際して、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を著しく困難にするおそれがあると主張している。

地方自治法第242条（昭和22年法律第67号）の規定に基づく住民監査請求の対象となるのは、市の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為等で、当該監査は、法人ではなく担当部局に対して実施されたのであり、第4号アに規定する正確な事実の把握を著しく困難にするおそれがあるとはいえない。

(5) 以上のことから、本件行政文書について、(3)及び(4)の実施機関の主張は認められないが、(1)及び(2)の理由により、当該文書の一部に不開示情報が記録されていることは明らかである。

4 本件審査請求に係る条例第8条第1項該当性の判断

実施機関は、音声録音データに関しては、該当箇所についてマスキング等の編集処理を行うことができないことから、データそのものを不開示とした、と主張している。

条例第8条第1項に規定する「容易に区分して除くことができる」とは、開示部分と不開示部分の分離が技術的な困難を伴わないことをいい、実施機関はマスキング等の編集処理ができるソフトウェアを保有していなかったことから、現段階におけるマスキング編集処理技術をもってしても復元不可能な程度にマスキングが可能かどうか明らかとはいえず、不開示情報を含む本件行政文書については、「容易に区分して除くことができる」とまではいいがたい。

5 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

令和6年（2024年）11月22日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子